

○小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則

昭和49年3月30日規則第6号

改正

昭和59年9月30日規則第16号

平成4年9月28日規則第15号

平成9年8月29日規則第23号

平成10年3月24日規則第8号

平成18年3月29日規則第14号

平成20年4月1日規則第37号

平成22年3月31日規則第10号

平成30年9月3日規則第12号

小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例（昭和49年小矢部市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第4項に規定する規則で定める給付)

第2条 条例第2条第4項に規定する規則で定める給付は、次のとおりとする。ただし、入院時の食事療養に要した費用は除くものとする。

- (1) 保険外併用療養費
- (2) 療養費
- (3) 家族療養費
- (4) 特別療養費

(受給資格の登録)

第3条 条例第3条の規定により助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、妊産婦医療費受給資格登録（変更）申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、受給資格の登録の申請をしなければならない。この場合において、申請者は、母子健康手帳を提示するものとする。

- (1) 被保険者証、組合員証又は加入者証（以下「保険証」という。）
- (2) 医師の診断書
- (3) 生計維持者の前年（第6条に定める有効期間が1月1日から9月30日までの間に

始まる場合は、前々年)の所得状況又は課税状況を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 受給資格の登録は、条例第6条に規定する助成の対象となる期間において対象者又は生計維持者が条例第3条に規定する事由に該当しない間は継続するものとする。
- 3 対象者は、市長から受給資格の確認に必要な書類の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

(受給資格証等の交付)

第4条 市長は、前条の申請があつた場合は、受給資格の登録の可否を決定し、その結果を小矢部市妊産婦医療費受給資格に関する通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、受給資格の登録の決定をしたときは、妊産婦医療費受給資格証(様式第2号。以下「受給資格証」という。)及び福祉医療費請求書(様式第3号)又は妊産婦医療費(療養費払)助成申請兼請求書(様式第4号。以下「助成申請兼請求書」という。)に必要事項を記載して申請者に交付しなければならない。

(出産した場合の届出義務)

第5条 受給資格の登録の決定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、出産(流産及び死産を含む。)したときは、受給資格証に母子健康手帳(流産及び死産の場合にあつては、医師の証明書)を添えて、市長にその旨を届け出なければならない。

(受給資格証等の有効期間)

第6条 受給資格証の有効期間は、条例第6条に定める助成の対象となる期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の受給資格証の有効期間の終期は、それぞれ当該各号に定める日までとする。

- (1) 受給資格者が市の区域内から他の市町村に転出した場合 当該市の区域内に住所を有しなくなつた日
- (2) 受給資格者が死亡した場合 死亡の日
- (3) 医療保険各法に基づく被保険者、組合員若しくは加入者の資格又は被扶養者の資格を喪失した場合 当該資格を喪失した日の前日
- (4) 対象者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の決定を受けた場合 当該決定を受けた日

(受給資格証の提示等)

第7条 受給資格者は、医療を受ける場合、保険医療機関等に受給資格証及び保険証を提示し、福祉医療費請求書を提出しなければならない。

(助成額の審査及び支払事務の委託)

第8条 条例第7条の規定による保険医療機関等に支払う助成額の審査及び支払事務は、市長が富山県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(療養費払)

第9条 条例第7条ただし書の規定による助成を受けようとする場合は、妊産婦医療費(療養費払)助成申請書を市長に提出しなければならない。

(変更申請等)

第10条 受給資格者は、住所、氏名、保険証又は対象疾病に変更があつたときは、遅滞なく第3条の規定に準じた申請及び措置をとらなければならない。

2 受給資格者は、受給資格を喪失したときは、速やかに交付を受けた受給資格証等を市長に返還しなければならない。

(受給資格証の再交付)

第11条 受給資格者は、受給資格証を破り、汚し、又は失つたときは、市長に受給資格証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、受給資格証を添えて行わなければならない。ただし、受給資格証を失つたときは、この限りでない。

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則の規定により申請書又は届出に添えて提出する書類等について、証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(諸帳簿の整備)

第13条 市長は、医療費の助成状況を明らかにするため必要帳簿を備え、常に整備しなければならない。

(その他必要事項)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年9月30日規則第16号)

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（平成4年9月28日規則第15号）

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成9年8月29日規則第23号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年4月1日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成21年10月1日から施行する。

（受給資格証の有効期間）

2 平成20年3月31日以前に交付された受給資格証及び同年4月1日から9月30日までの間に交付される受給資格証は、同日をもって効力を失う。

（経過措置）

3 第2条の規定の施行の際、現に同条の規定による改正前の小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則第3条の登録を受けている者（小矢部市妊産婦医療費助成に関する条例（昭和49年小矢部市条例第6号）第3条第2号に該当する者を除く。）は、改正後の第3条の登録を受けている者とみなす。

附 則（平成22年3月31日規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、

当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成30年9月3日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。